72
ビジネスレター
News&Topics

浅田会計事務所
ASADA BUSINESS SERVICE

平成 27 年 12 月 18 日発行



確定申告のお知らせ

年が明けると確定申告の時期になります。
節税のための熟考期間を頂きたいので、遅くとも1月29日(金)までに下記書類をご用意頂き、お預かりしたいと思います。
不足資料は後日でも結構ですので、1月中に一度、ご連絡もしくはご郵送下さいます様、宜しくお願い申し上げます。

- □ **決算に関する資料【帳簿・領収書・不動産管理表等】**
- □ **譲渡に関する書類【契約書・領収書・購入時資料等】**
- □ **株式に関する書類【年間取引報告書・配当のお知らせ】**
- □ **源泉徴収票【給料・年金・配当等】（注１）**
- □ **保険金計算書【平成27年中に保険の解約や満期がある場合】**
- □ **保険料控除証明書【生命保険・地震保険・小規模共済等】**
- □ **国民年金保険料控除証明書（注２）**
- □ **国民健康保険料・介護保険料等の本年中の支払額（メモでも結構です。）**
- □ **医療費領収書【保険の補填があった場合はその金額がわかるもの】**
 （介護費用は、一部が控除対象になる場合もあります。）
- □ **確定申告書（昨年以前に電子申告された方は税務署から郵送されません。）**

※ 扶養親族の異動、住所変更等があった場合はその旨をお知らせ下さい。

（注１）公的年金等源泉徴収票
１月中旬に発送される予定です。万一紛失された方は当事務所までご連絡下さい。

（注２）国民年金保険料を納付されている方へ
「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されています。



年末年始休業のお知らせ
誠に勝手ながら 2015 年 12 月 30 日（水）～2016 年 1 月 4 日（月）の間年末年始休業期間とさせて頂きます。ご迷惑をおかけしますが、宜しくお願い申し上げます。

人間ドックの費用の取り扱い

最近、人間ドックのサービスが豊富になってきており、高額な人間ドックや脳ドックなど、昔に比べるとメニューも多様化しています。

人間ドックの費用の取り扱いについては、負担者が個人か法人か、また法人でも受診者が従業員か役員かで変わってきます。

《個人の場合》

人間ドックや健康診断の費用は、疾病の治療を行うものではないので、原則として医療費控除の対象とはなりません。しかし、健康診断等の結果重大な疾病が発見され、引き続きその疾病の治療を行った場合には、その健康診断等のための費用も治療費の一部として医療費控除の対象になります。

《法人の場合》

人間ドックや健康診断の費用を福利厚生費とするためには要件があります。



① 全社員を健康診断の対象とすること
② 健診を受けた社員全員分の費用を会社が負担すること
③ 社員の健康管理上必要とされる程度の常識の範囲内であること

役員のみが高額で専門的な検査を受診し、会社がこの費用を負担する場合は、給与（役員賞与）として取り扱われる場合がありますので注意が必要です。

消費税のインボイス

消費税のインボイスとは販売者が購入者へ発行する取引伝票のことで、販売数量・単価・適用税率・税額・合計額等が明記されたもののことです。

現在の日本の消費税において採用されている「請求書等保存方式」では、請求書等に適用税率、税額を記載することは義務付けられていません。単一税率の下では請求書に記載が無くても仕入税額の計算に支障がないからです。

しかし平成２９年４月の消費税率１０％と共に軽減税率が導入されるとなると、複数の税率が混在することになります。そこでインボイスを導入し請求書に適用税率、税額の記載を義務付けて明確にしようと考えられています。ただし、中小企業の事務負担などを考慮し、導入時期や記載の簡略化について検討が進められています。

〈日本の請求書と欧州のインボイスの比較〉　（財務省ＨＰより）

